

平成28年1月から、マイナンバーの利用が始まりました

◆マイナンバーが必要な手続を行うには、「マイナンバーの確認」と「本人確認」が必要になります。

マイナンバーの確認

●マイナンバーカード（個人番号カード）を持っている場合は、マイナンバーカードをお持ちください。

マイナンバーカード



マイナンバーカードはマイナンバーの確認（裏面）と本人確認（表面）ができます。

●マイナンバーカードを持っていない場合は、通知カードと本人確認書類（※）が必要になります。

通知カード



運転免許証、パスポートなど



※顔写真が無いものは2種類以上の本人確認書類が必要です。
例) 国民健康保険被保険者証と年金手帳

◆マイナンバーが必要な手続には、主に次のようなものがあります。

●暮らし

手 続		問合せ
住 民 票 籍	転入・転居・転出などの異動 戸籍届出の氏名などの変更 ※通知カードまたは個人番号カードの記載事項の変更が必要となります。	☎市民課 ☎住民課市民係
市営住宅	市営住宅への入居申請 市営住宅入居者による収入申告 入居者の異動	☎建築住宅課住宅管理係 ☎耕地建設課建設係

●医療保険

手 続		問合せ
国民健康保険	加入・脱退 被保険者証・資格証明書の再発行 限度額適用認定の申請 療養費・高額療養費の申請	☎国保年金課国保係 ☎住民課税務保険係
後期高齢者医療	被保険者の資格取得・変更 被保険者証等の再交付申請 高額療養費等の申請	☎国保年金課医療年金係 ☎住民課税務保険係

●税金

手 続		問合せ
市 民 税	市県民税申告書、確定申告書の提出（平成28年分の申告から） 給与支払報告書の提出（平成29年度分から） 徴収猶予申請	☎税務課市民税係 ☎収納課収納整理係 ☎住民課税務保険係
固 定 資産 税	償却資産申告書の提出 減免申請 徴収猶予申請	☎税務課固定資産税係 ☎収納課収納整理係 ☎住民課税務保険係
国民健康保険税	減免申請 徴収猶予申請	☎税務課諸税証明係 ☎収納課収納整理係 ☎住民課税務保険係
軽自動車税	減免申請 徴収猶予申請	☎税務課諸税証明係 ☎収納課収納整理係 ☎住民課税務保険係

●介護・福祉

手 続		問合せ
介護保険	介護認定・更新・区分変更の申請 負担限度額認定の申請 被保険者証の再発行と保険料の減免申請	☎介護高齢課 ☎介護認定係・介護保険係 ☎保健福祉課健康介護係
社会福祉	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求	☎福祉課社会福祉係 ☎保健福祉課福祉子ども係
障害福祉	身体障害者手帳の申請 特別障害者手当、障害児福祉手当等の申請 障害者総合支援法に基づく支援・サービスに関する申請 精神障害者保健福祉手帳に関する申請	☎福祉課障害福祉係 ☎保健福祉課福祉子ども係
生活保護	生活保護の申請	☎福祉課保護係

●子育て・保健予防

手 続		問合せ
給 付 や 届 出	児童手当の申請	☎子ども課子ども育成係 ☎保健福祉課福祉子ども係
	児童扶養手当の申請	
	特別児童扶養手当の申請	
	ひとり親家庭等への支援給付	
給 付 や 届 出	保育園・幼稚園・認定こども園等への入所申込み	☎子ども課幼児教育保育係 ☎保健福祉課福祉子ども係
	母子健康手帳の交付（妊娠届出） 未熟児養育医療の給付申請	☎健康づくり課保健指導係 ☎保健福祉課健康介護係

※ここに掲載されていない手続においても、マイナンバーが必要になる場合があります。